

■ 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。
(軽減の内容は、平成23年度までと変更ありません)



① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

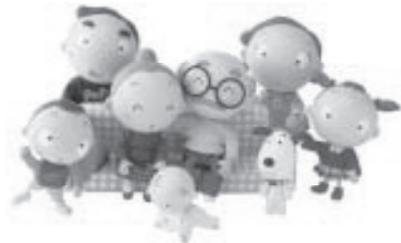
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前(年額)	軽減後(年額)
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	47,709円	4,770円
33万円	8.5割軽減	47,709円	7,156円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	47,709円	23,854円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	47,709円	38,167円

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減



③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

■ 年間保険料額の例

● 単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度年間保険料
80万円	9割	-	4,700円
153万円	8.5割	-	7,100円
168万円	8.5割	5割	15,100円
180万円	2割	5割	52,400円
211万円	-	5割	78,400円
250万円	-	-	150,600円

● 夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度年間保険料
80万円	夫	9割	-	4,700円
	妻	9割	-	
153万円	夫	8.5割	-	7,100円
	妻	8.5割	-	
168万円	夫	8.5割	5割	15,100円
	妻	8.5割	-	
180万円	夫	5割	5割	38,100円
	妻	5割	-	
211万円	夫	2割	5割	68,900円
	妻	2割	-	
250万円	夫	-	-	50,600円
	妻	-	-	

平成24年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。なお、4月からの特別徴収(年金からの天引き)の対象となる方には、平成24年度の住民税額が決まる6月までの間、平成23年度の保険料をもとに仮に計算し、4月にお知らせいたします。

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料率の見直しについて～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。平成24・25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割 (被保険者が等しく負担)

平成22・23年度
(年額)
44,192円

平成24・25年度
(年) **47,709円**
(3,517円)

● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)

平成22・23年度
10.28%

平成24・25年度
10.61%
(0.33ポイント)

● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限度)

平成22・23年度
50万円

平成24・25年度
55万円
(5万円増)

◆ 保険料の計算方法(平成24年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 47,709円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得-33万円)×10.61%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

役場本庁町民児童課高齢者医療係
電話 0137-84-5111
瀬棚総合支所地域町民課国保高齢者医療係
電話 0137-87-3311
大成総合支所地域町民課国保高齢者医療係
電話 01398-4-5511